

指名除外措置の公表調書

令和8年6月10日
東広島市 総務部 契約課

措置要件		業務に関する法令違反
措置対象者	商号又は名称	株式会社大林組
	住所又は所在地	東京都港区港南二丁目15番2号
	代表者職氏名	取締役社長 佐藤 俊美
	法人番号	7010401088742 号
指名除外期間		令和8年6月10日から 令和8年7月9日まで
措置理由	事実の概要	株式会社大林組が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」にて令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けたため。
	措置適用条項	建設業者等指名除外基準要綱第2条第1項に掲げる別表16
備考		